

終身年金で
安心!

農業者の方は、国民年金の上乗せの
公的な年金「**農業者年金**」に加入して
安心して豊かな老後を!

農 知 業 っ 者 て 年 得 金 す る



ポイント

1

農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」です!

ポイント

2

一定の要件を満たす方には、
月額最大**1万円の保険料補助**

ポイント

3

加入で大きな節税効果!
保険料は**全額社会保険料控除の対象**

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



ポイント

1の説明

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！

①年間60日以上農業に従事し、国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除く。）である60歳未満の方が加入できます。

高齢農家世帯の家計費は、月額約23～24万円というデータがあります。

国民年金の支給額は、最大で一人あたり月約6万5千円。これを夫婦でもらっても毎月10万円の赤字ですので、国民年金の上乗せ年金として農業者年金に加入しましょう。

②農業者年金は、積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い。

農業者年金は、経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも月2万円～6万7千円の範囲で、千円単位で変更でき、年払いもできます。また、途中で脱退・再加入もできます。なお、脱退した場合、払った保険料は年金を受給するまで運用し続け、加入期間に関わらず、年金として受給できます。（脱退一時金はありません。）

試算表 農業者年金に加入すれば～ 農業者年金の受給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	77万円	65万円	1,645万円	1,742万円
30歳	30年	720万円	51万円	43万円	1,092万円	1,156万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	646万円	684万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	288万円	305万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.35%となった場合の試算です。受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の16年間（平成29年度まで）の運用利回りの平均は、年率2.89%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和元年度は0.35%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

死亡一時金もあり安心

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取れます。 ※加入期間等により払込額を下回る場合があります。

ポイント

2の説明

一定の要件を満たす方には、 保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告している方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額2万円の保険料のうち最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助は、経営継承など一定の要件を満たせば、将来特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

ポイント

3の説明

生涯を通じて税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、
- 所得税・個人住民税・復興特別所得税が節税になります。（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。
- 保険料の運用益が非課税
- 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。
- 死亡一時金は非課税です。

事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。

農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金に
お問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●相談員

TEL：03-3502-3199

●企画調整室

TEL：03-3502-3942

女性農業者の みなさんへ

農業者年金は
国民年金に上乗せできる
あなた自身の積立年金です

老後生活
への備えは
十分ですか？



ポイント

1

農業者年金は「終身年金」ですので、
女性の長い老後を**しっかりサポート**します。

ポイント

2

家族経営協定を結べば
保険料の国庫補助も受けられます。
女性の農業経営への参画を**しっかり応援**します！

ポイント

3

保険料が全額社会保険料控除の対象で、
高い節税効果！

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



ポイント

1の説明

農業者年金は「終身年金」ですので、女性の長い老後をしっかりサポートします。

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が19年（84歳）、女性が24年（89歳）で、女性は男性より5年長生きです。女性は、自分自身の年金を終身年金で準備することが重要です。

●農業者の老後の生活の収入は、国民年金+農業者年金が基本です！

高齢農家の家計費は夫婦お二人で23～24万円が必要となるデータがあります。

国民年金の支給額は夫婦お二人で月額最高約13万円です。➡月額約10万円不足

■農業者年金に夫のみ加入した場合と夫婦で加入した場合の比較

夫と妻は同年齢で、農業者年金へは30歳で保険料月額2万円で通常加入し、死亡率の改善を見込んだ農業者の平均余命（男性87歳、女性92歳）まで生存するとして比較

	65歳～87歳の年金額（夫婦）	88歳～92歳の年金額（妻のみ）
ケース1 農業者年金に夫のみ加入	国民年金 夫 月額 6万5千円 妻 月額 6万5千円 計 月額 13万円 農業者年金 夫 月額 4万2千円 合計：月額 17万2千円	国民年金 妻 月額 6万5千円 農業者年金 なし 合計：月額 6万5千円
ケース2 農業者年金に夫婦で加入	国民年金 夫 月額 6万5千円 妻 月額 6万5千円 計 月額 13万円 農業者年金 夫 月額 4万2千円 妻 月額 3万6千円 計 月額 7万8千円 合計：月額 20万8千円	国民年金 妻 月額 6万5千円 農業者年金 妻 月額 3万6千円 合計：月額 10万1千円

※農業者年金の試算額については、65歳までの運用利回り2.5%、65歳以降の予定利率は0.35%として行っています。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和元年度は0.35%となっています。 ※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

ポイント

2の説明

農業者年金の加入には農地の権利名義は要りません。

60歳未満の国民年金第1号被保険者（納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

さらに、認定農業者（認定就農者）で青色申告をしている方と、家族経営協定を結ぶ等の一定の要件を満たせば、保険料の国庫補助が受けられます。

ポイント

3の説明

農業者年金の保険料は、高い節税効果があります。

農業者年金の保険料は、全額社会保険料控除の対象ですので、高い節税効果があります。民間の年金保険ですと、年額4万円が個人保険料控除の上限です。

また、経営者が家族の保険料を払った場合には、まとめて社会保険料控除の対象となります。（所得税法第74条）

女性加入者の声

- 夫と一緒に農業をやり、家事もやっているのだから、年金に夫婦で加入するのは当然のことだと思った。（Tさん）
- 子育てが終わって余裕ができた。加入は遅くなったが、満額を掛けて老後に備えたい。（Mさん）
- 年をとったときにエールを送ってくれる制度。「長寿社会になって女性は長生きだから、母ちゃんたちの年金も考えて!」と思った。（Uさん）
- 農業は天候に左右され収入が変動するが、保険料の上げ下げが自由で、苦しいときは引き落としを止めることができたし、節税にもなってよかった。（Aさん）

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●相談員

TEL：03-3502-3199

●企画調整室

TEL：03-3502-3942

若い農業者の皆さん! 自分の老後 自分で守れますか?

若い
今こそ年金
アクション!

若い農業者の方は、**国民年金の上乗せの
公的な年金「農業者年金」**に加入して
安心して豊かな老後を!



ポイント

1

国庫補助で手厚い支援!

1万円の自己負担で**2万円の積立てが実現!**

ポイント

2

早く加入すれば、**国庫補助が長く受けられる**

ポイント

3

自ら支払った保険料は、

全額社会保険料控除の対象!

さらに**保険料は自由に選べる!**

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



ポイント

1の説明

まだ経営が安定していない若いうちは、 月々の負担が少ない特例保険料(国庫補助)を 活用して豊かな老後生活に備えましょう。

補助要件

- 保険料の国庫補助を受けられる期間は最長20年間です。(35歳以上の支援は最長で10年間です。)
- 国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。
- 国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料(月額2万円～6万7千円の間で千円単位で選べ、変更も自由です)になります。

国庫補助対象者と保険料

区分	必要な要件	保険料(補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者で青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定就農者で青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	1万4千円	(6千円)	—	

※国庫補助額は保険料月額2万円(固定)に対する補助額(割合)です。 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。

ポイント

2の説明

早く加入すれば、国庫補助額は大きい。

注意

国庫補助部分の年金を受給するには、経営継承が必要です。
国庫補助分を除いた本人負担分についての年金(農業者老齢年金)は、原則65歳から生涯受け取ることができます。(60歳からの繰上げ受給も可能です。)国庫補助部分の年金を受給する際には、加入期間として20年以上(カラ期間を含む)、と経営継承が必要となります。経営継承の時期についての年齢制限はありませんので、65歳を超えてもかまいません。また、国庫補助の部分に関しては、死亡一時金の適用はありません。

農業者年金に加入すれば～ 農業者年金の支給額(年額)の試算

加入年齢	納付期間		保険料の国庫補助のない加入の場合		保険料の国庫補助を受ける加入の場合			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給総額(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	77万円	744万円	78万円	55万円	23万円
		女性		65万円		65万円	47万円	18万円
30歳	30年	男性	720万円	51万円	588万円	52万円	40万円	12万円
		女性		43万円		44万円	34万円	10万円
35歳	25年	男性	600万円	40万円	528万円	40万円	34万円	6万円
		女性		34万円		34万円	29万円	5万円

※上のケースは、保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.35%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ令和元年度は、0.35%です。(各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致していません。)

ポイント

3の説明

自ら支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象!

国庫補助を受けていても、自ら支払った保険料は、家族の分も含めて全額社会保険料控除の対象です。また、増収したときは節税効果を期待して、いつでも通常加入に変更でき、保険料の額も見直しできます。

農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金に
お問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●相談員

TEL: 03-3502-3199

●企画調整室

TEL: 03-3502-3942

節税対策しながら 年金積立！ 老後の備えは 国民年金＋農業者年金

老後生活
への備えは
十分ですか？



ポイント

1

払った保険料は
全額社会保険料控除の対象！

ポイント

2

運用益は非課税！

ポイント

3

農業経営の状況に応じて
保険料を増額し、節税額をアップ！

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



積立てる保険料は、社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があります。

積立てる保険料は、将来年金として受けられるというメリットだけでなく、払った家族分の保険料も含めて社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があります。

保険料月額6万7千円を払えば、年間80万4千円が社会保険料控除の対象となり、課税対象所得が330万円超695万円以下であれば、1年で約24万4千円の節税ができます。

同一生計の配偶者や後継者の保険料を払った場合は、額に応じて節税額が増えます。

■保険料控除分の節税額(所得税・住民税)の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払分で控除される所得税+復興特別所得税+個人住民税の額の試算です。保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

運用益は非課税! 制度発足以降16年間の運用利回りは、年率で+2.89%!

積立方式・確定拠出型の年金です。運用益は非課税で年金の原資として積み上がります。

毎年度の年金試算の積立・運用状況は毎年6月末までにお知らせをしています。これにより、自分の積み立てた額や運用益の状況がわかるようになっています。

■年金資産の運用実績

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
修正総合 利回り(%)	-4.65	+5.99	+3.40	+9.80	+3.27	-4.73	-9.25	+9.14
年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
修正総合 利回り(%)	-0.06	+2.36	+9.62	+7.75	+8.78	-0.6	+3.26	+4.75

平均運用利回り 年率で+2.89%

農業経営の状況に応じて保険料を増額し、節税額をアップ!

農業経営にゆとりが出たときは、保険料の毎月の保険料額を増額したり、翌年1年分をあらかじめ一括して納付する「前納納付」で当年中に納付する保険料額を増やして、節税額をアップすることもできます

死亡一時金もあり安心

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取れ、死亡一時金は非課税です。

※加入期間等により払った額を下回ることがあります。

受け取る年金は公的年金等控除が適用

事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。